

## 資料2

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能  
その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等  
に対する支援の在り方について

## 制度の内容・運営について①

### <現状>

- 障害者の意思疎通支援事業については、従来から自治体に対する補助事業である「地域生活支援事業」により実施してきたところである。
- 実施事業については市町村事業として①手話通訳者及び要約筆記者派遣、②手話通訳者設置、③手話奉仕員養成、④点訳、代筆、代読及び音声訳による支援、都道府県事業として⑤手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員養成、⑥市町村域を越える広域的な派遣等、⑦盲ろう者向け通訳・介助員派遣、⑧派遣に係る市町村相互間の連絡調整となっている。
- なお、平成25年4月の「障害者総合支援法」の施行に伴い、これら意思疎通支援事業は地域生活支援事業の必須事業として位置づけられたところである。
- 平成27年度予算案において、手話通訳者等を派遣する事業を実施するにあたって小規模市町村等が単独で行うにはニーズが少ないなどの問題や将来的な人口減による市町村機能の弱体化への対応として、複数市町村の共同実施に向けた検討を支援することとした。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 手話通訳利用は国民の権利として保障されるべきであり、実施体制の整備を国・地方自治体に義務付けることが必要。(全日本ろうあ連盟)

## 制度の内容・運営について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援のようにすべての障害者に共通に提供されるべきサービスは、地域の実情に左右される要素は少なく、逆に地域の実情(特に財政事情)に合わせることは地域格差を拡大させることから、現行の地域生活支援事業を見直し、意思疎通支援事業などは全国共通の仕組みとして欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 手話通訳者設置事業の実施率が30%と低い水準にあることから、手話通訳設置事業の在り方について取り上げるべき。(全日本ろうあ連盟)
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業は個別性の強い人的支援として本来的には個別給付になじむサービスであるが、盲ろう者が非常に少ない地域や軽度の盲ろう者は地域生活支援事業のほうがなじむと考えられ、個別給付に移行した場合でも現行制度は存置する必要がある。(全国盲ろう者協会)
- 自治体レベルで行われている要約筆記は聴覚障害者のみを対象とするという制限を外すべく、国から自治体に指示して欲しい。(日本失語症協議会)
- 障害が軽度のうちから支援できるようにするため、ALS患者などにもコミュニケーション支援が受けられるようにし、必要な介助員の養成のための講習や機器の整備などを対象として欲しい。(日本難病・疾病団体協議会)

## 制度の内容・運営について③

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援事業の利用者の範囲を障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めて欲しい。また意思疎通支援の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではない。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 法第78条第1項の「専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する事業」の規定は「都道府県内の複数市町村の居住者が参加する、又は都道府県単位の活動をする障害者団体の行事、会議等へ意思疎通を支援する者を派遣する事業」として欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 自閉症、発達障害者の意思疎通支援について、社会参加場面や司法の場面において検討することが必要。(日本自閉症協会)
- 在宅訪問による意思伝達装置のスイッチ等の作成・調整を評価し、補装具等とは別の地域生活支援事業の必須事業として欲しい。(日本ALS協会)
- 全国的な行事・集まりへの意思疎通支援者の派遣は国事業として、実行を都道府県や市町村に委託する仕組みを検討して欲しい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 利用者がサービスを円滑に受けられるよう地域生活支援事業を含む各種事業の併給関係について検討する必要がある。また盲ろうの利用者自身の各種スキル(コミュニケーション技能など)の獲得や向上が必須であるため、そのための所要の取組についても検討する必要がある。(全国盲ろう者協会)

## 制度の内容・運営について④

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援事業の利用者負担を求めないことを法制度で明記する必要がある。(全日本ろうあ連盟)
- コミュニケーション支援及び通訳・介助支援について原則無料とすべき。(日本身体障害者団体連合会)
- 地域生活支援事業は必要な予算が確保されず地域格差が大きく生じており、事業実施に必要な予算確保の法的根拠を確立することが必要。(全日本ろうあ連盟)
- 合理的配慮の提供の推進と手話通訳事業の役割分担について検討が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 手話通訳者個人が聴覚障害者のエンパワーメント、情報アクセシビリティの環境整備、ネットワークづくりと意思疎通の環境整備等を担うのではなく、聴覚障害者情報提供施設や手話通訳派遣事業所等が担える制度に整備する必要がある。(全日本ろうあ連盟)

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 代筆代読のための訪問サービスを同行援護事業もしくは自立支援給付としての意思疎通支援事業に組み入れてほしい。(日本盲人会連合)

## 制度の内容・運営について⑤

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 意思決定は失語症者本人で可能な場合が多い。また、失語症者には人間として当たり前の生活を送るために意思疎通支援者・行動援護者が必須である。(日本失語症協議会)
- 合理的配慮の推進と意思疎通支援事業の今後の果たす役割を整理していくなかで、意思疎通支援事業についてのニーズや支援のあり方を検討する必要がある。(全日本ろうあ連盟)
- 聴覚障害者に限定した場合、移動支援や生活介助などと意思疎通支援とは区別すべきと考える。聴覚障害者も移動支援や生活介助が必要となる場合があるが、それは別のサービスで提供されるものと考えたほうが明確。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 意思疎通支援事業の対象者の範囲については、中軽度難聴者も意思疎通に困難があり要約筆記等の支援を求めている。また、18歳未満の聴覚障害児もニーズがあり検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通支援事業の利用者の範囲を障害者手帳を持っていない聴覚障害者に広げると同時に、障害者団体にもサービス利用を認めてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 手話通訳者は意思決定支援の側面も合わせて行ってきた実態があり、意思疎通支援と意思決定支援が一体になっているケースを踏まえ、十分な検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)

## 制度の内容・運営について⑥

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 意思疎通支援者の派遣の利用目的に対する制限は原則的に設けるべきではない。また、障害者団体の行事、会議等へも派遣できるようにするとともに、全国的な行事への派遣は国事業としてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 失語症者が利用する公的な施設や福祉施設への支援、患者会支援、家族支援などが必須であり、障害者総合支援法及び介護保険法も含めた社会参加を促進するための支援が必要。(日本失語症協議会)
- 自治体レベルで行われている「要約筆記は聴覚障害者のみを対象とする」を外すべく、国から自治体へ指示してほしい。(日本失語症協議会)
- 会議の際には、失語症者に理解しやすい要約筆記が必須であり、同時に失語症を持つ家族との悩みが解消できない介護家族に対しての支援も公的なものとして支援が必須である。(日本失語症協議会)
- 小規模自治体での事業実施が困難、不十分な場合の都道府県での事業補完、代替実施を検討すべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 厚生労働省より発出されたモデル要綱に合わせて全国の自治体が事業に取り組むことが必要であり、予算面は今後も課題であるが限られた予算の中でどのような工夫をしていくかが重要。(全日本ろうあ連盟)



## 制度の内容・運営について⑦

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 個別給付化した場合のメリットは、個別給付化により全国均一のサービスが受けられ、地域格差の解消が進むものと考えられる一方、デメリットは、利用者負担が発生する。また、複数あるいは不特定多数のろう者が集まる会議、研修、集会などの団体派遣は個別給付になじまないため、メリット、デメリットを十分に検討し、全国どこでも必要なサービスが同じ仕組みで提供されるシステムに加え、地域の特性が活かされる仕組みについても検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 個別給付化の問題は基本的には提供される支援の内容が個別給付になじむものかどうかという点であり、事業に要する経費を義務的経費とするか裁量的経費とするかはその後の問題である。(全国盲ろう者協会)
- 本来的には盲ろう者に対する通訳・介助員の派遣は個別給付になじむ支援であると考えられるが、必ずしも継続的な通訳・介助員の派遣を必要としない比較的障害が軽度な盲ろう者の場合は、個別給付よりも地域生活支援事業になじむことも考えられる。(全国盲ろう者協会)
- 原則として利用者負担は無料とするべき。(日本失語症協議会)



## 制度の内容・運営について⑧

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援事業の内容・運営についてどのように考えるか。
  - 意思疎通支援事業の対象者の範囲
  - 介助技術として整理したほうが適切なものや意思決定と意思疎通支援事業との関係
  - 意思疎通支援事業に関する実態を踏まえたニーズや支援のあり方
  - 小規模市町村等での事業実施の方法
- 意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどのように考えるか。
  - 個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理

## 人材の養成について①

### <現状>

- 平成25年4月から市町村において手話奉仕員の養成、都道府県において手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員の養成が必須事業とされた。
- 地域生活支援事業において、市町村及び都道府県の任意事業として、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成研修等を実施している。
- 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員について養成カリキュラムを策定し、自治体に周知している。また、養成に関する指導者(講師)の養成については関係団体により実施している。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 点訳・音訳者養成事業も自立支援給付として意思疎通支援事業に組み入れるべき。(日本盲人会連合)
- 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などのデータ作成の支援者の養成も意思疎通支援事業に組み入れて欲しい。(日本盲人会連合)
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業については、提供されるサービスの質と量が十分に担保されるよう派遣事業従事者(通訳・介助員)の資格及び養成研修の在り方について検討する必要がある。(全国盲ろう者協会)

## 人材の養成について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 盲ろう者向け通訳・介助員の養成を当事者が参加する形で都道府県レベルで義務化すること。(全国自立生活センター協議会、DPI(障害者インターナショナル)日本会議)
- 国が認めた専門職として失語症者に対する意思疎通支援者の制度を確立すべき。失語症者対象の意思疎通支援者養成講座を行うべき。また支援者の派遣も制度として措置して欲しい。加えて、会話支援者(家族・職員・ボランティア)の養成の検討が必要。(日本失語症協議会)
- 手話通訳派遣が広がる一方で、「裁判」、「医療」等の専門知識に伝えられる人材の養成ができていない。経験の深い者が少なく、情報を保障するところまではできていない。(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)
- 手話通訳者は有償ボランティア、手話通訳者設置事業による雇用手話通訳者のほとんどは非常勤嘱託職員であり、介護職と同様、雇用計画や賃金の在り方についても論点として取り上げるべき。(全日本ろうあ連盟)
- 手話通訳士の資格は他の職種とは異なり技能認定試験で厚生労働大臣の公認資格となっているが、他の専門職と同様に地域で養成する仕組みに加え、専門職養成課程を整え、専門学校、大学等で養成し、法定資格(国家資格)を設けることが必要。(全日本ろうあ連盟)

## 人材の養成について③

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 点訳・音訳者養成事業を意思疎通支援事業として明確に位置付けてほしい。(日本盲人会連合)
- 英語・科学・数学などの専門分野の点訳者及び音訳者を養成し、それを専門職として位置付けてほしい。(日本盲人会連合)
- 全盲者に限らず弱視者への情報保障としてテキストデイジー制作員、マルチメディアデイジー制作員などの「データ作成の支援者の養成」を意思疎通支援事業として組み入れてほしい。(日本盲人会連合)
- 国が認めた専門職としての失語症者や家族に対する意思疎通支援者の制度を確立するべき。(日本失語症協議会)
- 早急に地域での講師養成のあり方を検討するとともに、講師養成カリキュラムについても講師養成にかかる財源の確保を含めて検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 自治体・事業体・当事者団体が現在の要約筆記者養成のカリキュラムに到るまで経緯を理解し、講座の論理的な組み立てを行っていくべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

## 人材の養成について④

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 利用者の障害特性を理解した上で個別の利用者に対する知識や対応技術、他の専門職との現場での連携技術も求められ、現場経験のある程度積んだあと、経験年数に応じて個別分野（医療、教育、司法等）の研修を実施する必要がある。（全日本難聴者・中途失聴者団体連合会）

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援関係の人材養成についてどのように考えるか。
  - ・ 必要とされる人材の把握とその養成のあり方
  - ・ 研修カリキュラムのあり方
  - ・ 専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方

## 支援機器の開発・普及について①

### <現状>

- 障害児・者の自立や社会参加を支援するためには支援機器や技術開発の促進を図ることが必要であることから、「障害者自立支援機器等開発促進事業」として①産・学・障害者の知識・技術を結集し、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映した機器開発をスタートさせる機会を設ける、②開発中の機器について、ニーズに合ったものとなっているか実証実験する場を紹介する、③各企業が行う実用的製品化に要する費用の一部を助成することにより新たな企業の参入を促し、適切な価格で障害者が使いやすい機器の製品化、普及を推進している。
- 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における能率の向上を図ること及び障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成助長することを目的として、補装具費の支給を実施している。また、障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした日常生活用具給付等事業を実施している。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 知的障害者に分かりやすいように文章の長さ、見やすさ、カタカナ語の書き換えと理解等の工夫が必要であり、このための研究事業を行って欲しい。また、コミュニケーションを支援する機器の開発も必要である。(全国手をつなぐ育成会連合会)
- 失語症者に対する意思疎通支援機器としての絵文字等の開発・普及が必要。(日本失語症協議会)



## 支援機器の開発・普及について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 発達障害の特性を踏まえた意思疎通のための意思伝達方法及び機器等の開発を経済産業省と協力しながら積極的に進めて欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- 言語機能や音声機能に障害がある方が意思疎通を図るためのコミュニケーションエイド(発声装置やIT機器など)を利用しやすい環境とするため、機器購入の自己負担軽減(1割負担以外の負担について幅広く軽減)、機器の委譲制度、機器の活用をサポートできる人材の育成などの体制整備を図って欲しい。(日本重症心身障害福祉協会)

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 支援機器の役割は大変大きなものがあると認識しており、障害者福祉の対象としてどのような支援が必要になるかの検討が必要である。(全日本ろうあ連盟)
- 手話通訳者がその場にいなくてもタブレットにより手話通訳支援を行う事ができる遠隔手話サービスは、手話通訳者不足の地域や夜間等緊急時の対応で大きな成果をあげることができる。(全日本ろうあ連盟)
- 個人が利用する補聴援助機器や音声文字化機器のどの部分を福祉サービスの対象とし、どの部分を民生機器として扱うかは大きな課題。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

## 支援機器の開発・普及について③

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 失語症者は文字以外の情報である絵や写真等を確認することによって意思疎通を行うことが可能であることが多く、意思疎通支援機器として、絵文字等の開発・普及が必要である。(日本失語症協議会)
- 必要に応じて、支援機器の購入時に、使用する失語症者本人への講習会を無料で実施するとともに、フォローアップの機会を講じるべき。(日本失語症協議会)
- 自治体では、日常生活用具の種目の見直しが行われておらず、ファックスなど古いものが残っているため、現在の状況にあった日常生活用具の見直しをしてほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどのように考えるか。

## 福祉と他施策との連携について①

### <現状>

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が平成27年2月に閣議決定され、平成28年4月から施行される障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)に規定されている合理的配慮に関する環境の整備が求められるところである。

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 「情報・コミュニケーション法(仮称)」及び「手話言語法(仮称)」の制定が必要。(全日本ろうあ連盟)
- 意思疎通の人的支援について福祉サービスのみに依拠するのではなく医療、労働、教育、司法などの社会サービスを担う機関としての実施、財政責任の在り方についても検討すべき。(全日本ろうあ連盟)
- 知的・発達障害のある人にも分かりやすい選挙公報、候補者情報の提供や投票所における支援が必要。(全国手をつなぐ育成会連合会)

## 福祉と他施策との連携について②

### <ワーキンググループヒアリングにおける主な意見>

- 少なくとも公的機関の窓口等の職員には発達障害者についての知識と対応力を身につけるための研修等を徹底して欲しい。また、学校や職場における電子デバイス等の活用の充実や、大学センター試験で既に導入されている試験時等の配慮を公務員試験・国家試験等においても実施して欲しい。(日本発達障害ネットワーク)
- 司法制度、選挙権・被選挙権の行使、非常時や災害時における失語症者の意思疎通支援の在り方の検討が必要。(日本失語症協議会)
- テレビ、映画等において、字幕番組を増やすとともに視聴に際して字幕の表示を選択できるようにすることも必要。(日本失語症協議会)
- 学校、役所、駅、金融機関などの公共の場に失語症の専門職の意思疎通支援者を配置することを義務付けることや、失語症の会話支援者の配置(手配)等、失語症者の意思疎通を保障する様々な取り組みの検討も必要。(日本失語症協議会)
- レストランのメニューに写真をつける等も失語症者に対する意思疎通として有用であり、このような文字以外の情報による意思疎通支援の必要性を社会において啓発することも必要。(日本失語症協議会)
- 聴覚障害者への理解や手話は言語であるという周知が遅れているので、自治体が全日本ろうあ連盟などの団体と協力しながら正しい知識を社会に広める必要がある。(障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会)

## 福祉と他施策との連携について③

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 合理的配慮に基づく意思疎通支援のあり方について十分検討していくことが必要であるとともに、意思疎通支援事業を単に縮小するというのではなく、国として責任を持ってどのように合理的配慮を推進していくか、その上での障害者福祉における意思疎通支援事業のあり方を十分に検討し、国として責任ある方向を示されたい。(全日本ろうあ連盟)
- 障害者が暮らしやすい社会(共生生活)は福祉サービス、合理的配慮、環境整備の適切な組み合わせで構築されるべき。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 講演会等において、全ての意思疎通困難者に個別の援助者を提供することは主催者側にとって「過重な負担」と考えられるので、要約筆記や手話等で集団的対応を行うこともやむを得ない。(日本失語症協議会)
- 全ての職員・従業員が障害についての正しい理解と適切な援助のあり方を習得するための方略を、行政機関及び事業所を管理するものが考え実行すること。(日本失語症協議会)
- 障害者総合支援法における福祉サービスとしての意思疎通支援事業が担う範囲と、障害者差別解消法の合理的配慮及び環境整備としての情報保障が担う範囲との整理が必要。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)

## 福祉と他施策との連携について④

### <作業チームヒアリングにおける主な意見>

- 人工内耳については埋め込み手術時点での外部機器は医療保険対象であるが、その後の電池などの消耗品・機器の交換は個人負担であるので国として助成制度を検討してほしい。(全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)
- 教育、放送、司法、選挙権等社会生活上のあらゆる場面において、失語症者の意思疎通を保障する取り組みが必要。(日本失語症協議会)

### <今後議論を深めるべき事項(案)>

- 意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。
  - ・ 合理的配慮との関係
  - ・ 教育、労働、放送、通信、交通、司法、選挙等福祉施策以外の分野との関係



# 參考資料

# 地域生活支援事業について

(障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

## 【事業の目的】

障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

## 【事業の性格】

- (1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業  
[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況  
[柔軟な形態] ①委託契約、広域連合等の活用  
②突発的なニーズに臨機応変に対応が可能  
③個別給付では対応できない複数の利用者への対応が可能
- (2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）
- (3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせて利用することも可能。

## 【財源】

補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助

【都道府県事業】 国1／2以内で補助 ※実施事業については別添1参照

【市町村事業】 国1／2以内、都道府県1／4以内で補助※実施事業については別添2参照

## 【予算額】

26年度 462億円 ⇒ 27年度 464億円

## 市 町 村 事 業

### 1 理解促進研修・啓発事業

### 2 自発的活動支援事業

### 3 相談支援事業

- (1) 障害者相談支援事業《交付税》
- (2) 基幹相談支援センター等機能強化事業
- (3) 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

### 4 成年後見制度利用支援事業

### 5 成年後見制度法人後見支援事業

### 6 意思疎通支援事業

### 7 日常生活用具給付等事業

### 8 手話奉仕員養成研修事業

### 9 移動支援事業

### 10 地域活動支援センター

- (1) 地域活動支援センター基礎的事業《交付税》
- (2) 地域活動支援センター機能強化事業

### 11 任意事業

#### 【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 生活訓練等
- (4) 日中一時支援
- (5) 地域移行のための安心生活支援
- (6) 巡回支援専門員整備
- (7) 相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保
- (8) 協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援（仮称）

#### 【社会参加支援】

- (1) レクリエーション活動等支援
- (2) 文化芸術活動振興
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 奉仕員養成研修
- (5) 複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進（仮称）
- (6) 自動車運転免許取得・改造助成

#### 【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 障害者虐待防止対策支援

#### 【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 更生訓練費給付
- (4) 知的障害者職親委託

# 平成27年度地域生活支援事業一覧（案）

## 都道府県事業

### 1 専門性の高い相談支援事業

- (1) 発達障害者支援センター運営事業
- (2) 高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及事業
- (3) 障害児等療育支援事業《交付税》
- (4) 障害者就業・生活支援センター事業《※》

### 2 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

- (1) 手話通訳者・要約筆記者養成研修事業
- (2) 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業

### 3 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

### 4 意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業

### 5 広域的な支援事業

- (1) 都道府県相談支援体制整備事業
- (2) 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

### 6 サービス・相談支援者、指導者育成事業

- (1) 障害支援区分認定調査員等研修事業
- (2) 相談支援従事者研修事業
- (3) サービス管理責任者研修事業
- (4) 居宅介護従事者等養成研修事業
- (5) 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）事業
- (6) 強度行動障害支援者養成研修（実践研修）事業
- (7) 身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業
- (8) 音声機能障害者発声訓練事業
- (9) 精神障害者関係従事者養成研修事業

### 7 任意事業

#### 【日常生活支援】

- (1) 福祉ホームの運営
- (2) オストメイト（人工肛門、人工膀胱増設者）社会適応訓練
- (3) 音声機能障害者発声訓練
- (4) 発達障害者支援体制整備
- (5) 児童発達支援センター等の機能強化等
- (6) 矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行支援

#### 【社会参加支援】

- (1) 手話通訳者設置
- (2) 字幕入り映像ライブラリーの提供
- (3) 点字・声の広報等発行
- (4) 点字による即時情報ネットワーク
- (5) 障害者ITサポートセンター運営
- (6) パソコンボランティア養成・派遣事業
- (7) 都道府県障害者社会参加推進センター運営
- (8) 身体障害者補助犬育成
- (9) 奉仕員養成研修
- (10) レクリエーション活動等支援
- (11) 文化芸術活動振興
- (12) サービス提供者情報提供等

#### 【権利擁護支援】

- (1) 成年後見制度普及啓発
- (2) 障害者虐待防止対策支援

#### 【就業・就労支援】

- (1) 盲人ホームの運営
- (2) 重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）
- (3) 一般就労移行等促進
- (4) 障害者就業・生活支援センター体制強化等

#### 【重度障害者に係る市町村特別支援】

注) 下線は必須事業

(※) 障害者総合支援事業費補助金で実施

# 障害者総合支援法の意味疎通支援の内容

※地域生活支援事業の必須事業として実施するものを整理している。

		手話通訳	要約筆記	触手話及び指点字
養成	市町村 【意思疎通支援を行う者の養成】	手話奉仕員の養成	—	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成】	手話通訳者の養成	要約筆記者の養成	盲ろう者向け通訳・介助員の養成
設置	市町村 【意思疎通支援を行う者の設置】	手話通訳者等の設置		
	都道府県	—		
派遣	市町村 【意思疎通支援を行う者の派遣】	手話通訳者の派遣	要約筆記者の派遣	—
	都道府県 【特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣】	・複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演、講義等 ・市町村が派遣できない場合などへの派遣を想定。		盲ろう者向け通訳・介助員の派遣
連絡調整	都道府県 【派遣に係る市町村相互間の連絡調整】	A市在住の者が同都道府県B市(又は他都道府県C市)に出向く場合などにおいて、都道府県が両市間の派遣調整を行うことなどを想定。		—

- ・手話通訳士3,271人(平成26年7月)、手話通訳者4,813人(平成23年3月)、手話奉仕員10,969人(平成23年3月)
- ・盲ろう者向け通訳介助員4,027人(平成23年3月)

# 意思疎通支援従事者の養成の実施主体について

	従事者	養成の実施主体
手話通訳	<b>指導者</b> ※都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体を通じて全国手話研修センターに申込を行い研修を修了した者 (指導者名簿は都道府県の全日本ろうあ連盟加盟団体で把握)	国 (全国手話研修センターに指導者養成を委託)
	<b>手話通訳士</b> ※手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令に基づき <b>技能認定試験に合格し登録</b> した者 (試験の実施、登録業務は聴力障害者情報文化センターで実施) [手話通訳士名簿は聴力障害者情報文化センターのホームページで公表]	国立障害者リハビリテーションセンター学院手話通訳学科 大学・専門学校 都道府県
	<b>手話通訳者</b> ※養成講習を修了し <b>試験に合格</b> した上で、 <b>都道府県等に登録</b> した者 (登録者名簿は市町村に送付)	都道府県、指定都市、中核市
	<b>手話奉仕員</b> ※養成講習を修了し <b>都道府県又は市町村に登録</b> した者	都道府県、市町村

	従事者	養成の実施主体
要約筆記	<b>指導者</b> ※都道府県障害保健福祉主管課が受講を認めた者であって聴力障害者情報文化センターが実施する研修を修了した者 (指導者名簿は都道府県で把握)	国 (聴力障害者情報文化センターに指導者養成を委託)
	<b>要約筆記者</b> ※養成講習を修了し <b>試験に合格</b> した上で、 <b>都道府県に登録</b> した者 (登録名簿は市町村に送付)	都道府県、指定都市、中核市

	従事者	養成の実施主体
指 点 字 触 手 話	<b>指導者</b> ※都道府県又は盲ろう者友の会(当事者団体)を通じて全国盲ろう者協会に申込を行い研修を修了した者、又は、都道府県が推薦して国立障害者リハビリテーションセンター主催の研修を修了した者 (指導者名簿は都道府県又は盲ろう者友の会で把握)	国 (全国盲ろう者協会に養成研修を委託)
	<b>盲ろう者通訳・介助員</b> ※全国盲ろう者協会又は都道府県主催の養成講習を修了し、 <b>都道府県に登録</b> した者	都道府県、指定都市、中核市 社会福祉法人全国盲ろう者協会

※盲ろう者通訳・介助員の派遣の実施主体は都道府県、指定都市、中核市



## 点訳奉仕員・朗読奉仕員養成について (地域生活支援事業実施要綱)

(市町村任意事業)

### ○奉仕員養成研修

点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

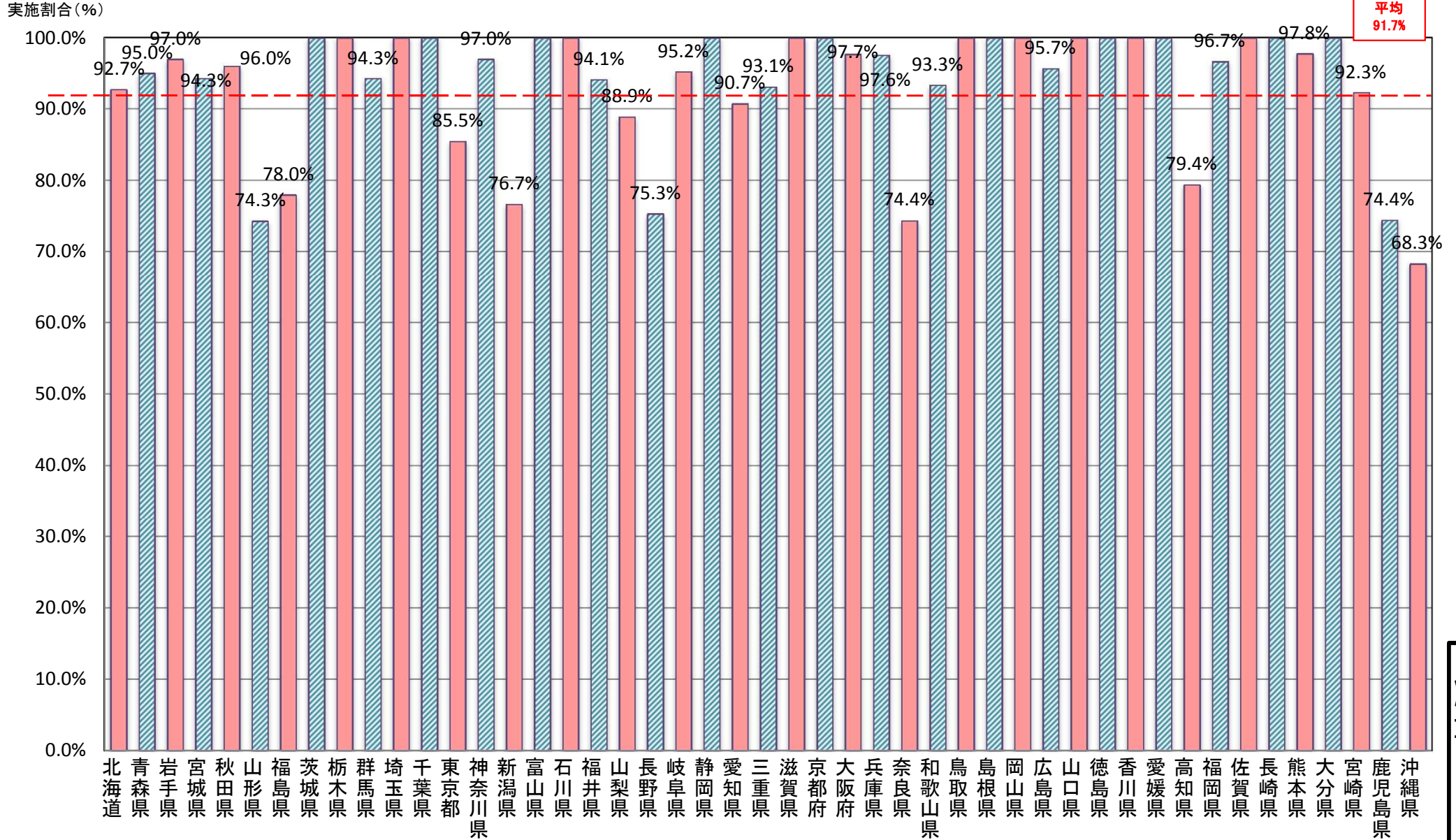
(都道府県任意事業)

### ○奉仕員養成研修

聴覚障害者等との交流活動の推進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する。なお、養成講習を修了した者(これと同等の能力を有する者を含む。)について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付すること。なお、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ登録を抹消すること。

# 意思疎通支援事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,598市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は91.7%である。



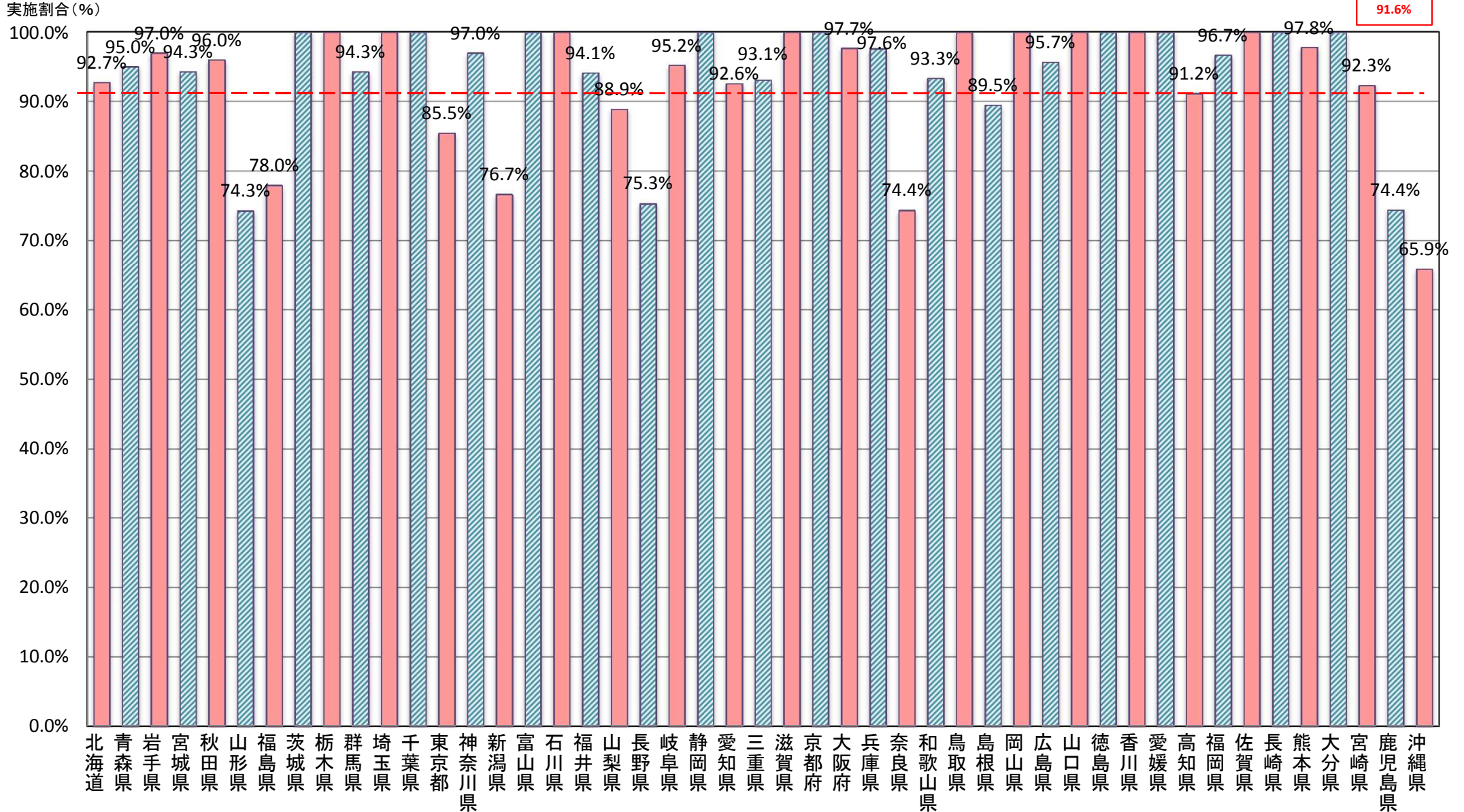
※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。  
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。



# 意思疎通支援事業

## (内訳1) 手話通訳者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,595市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は91.6%である。

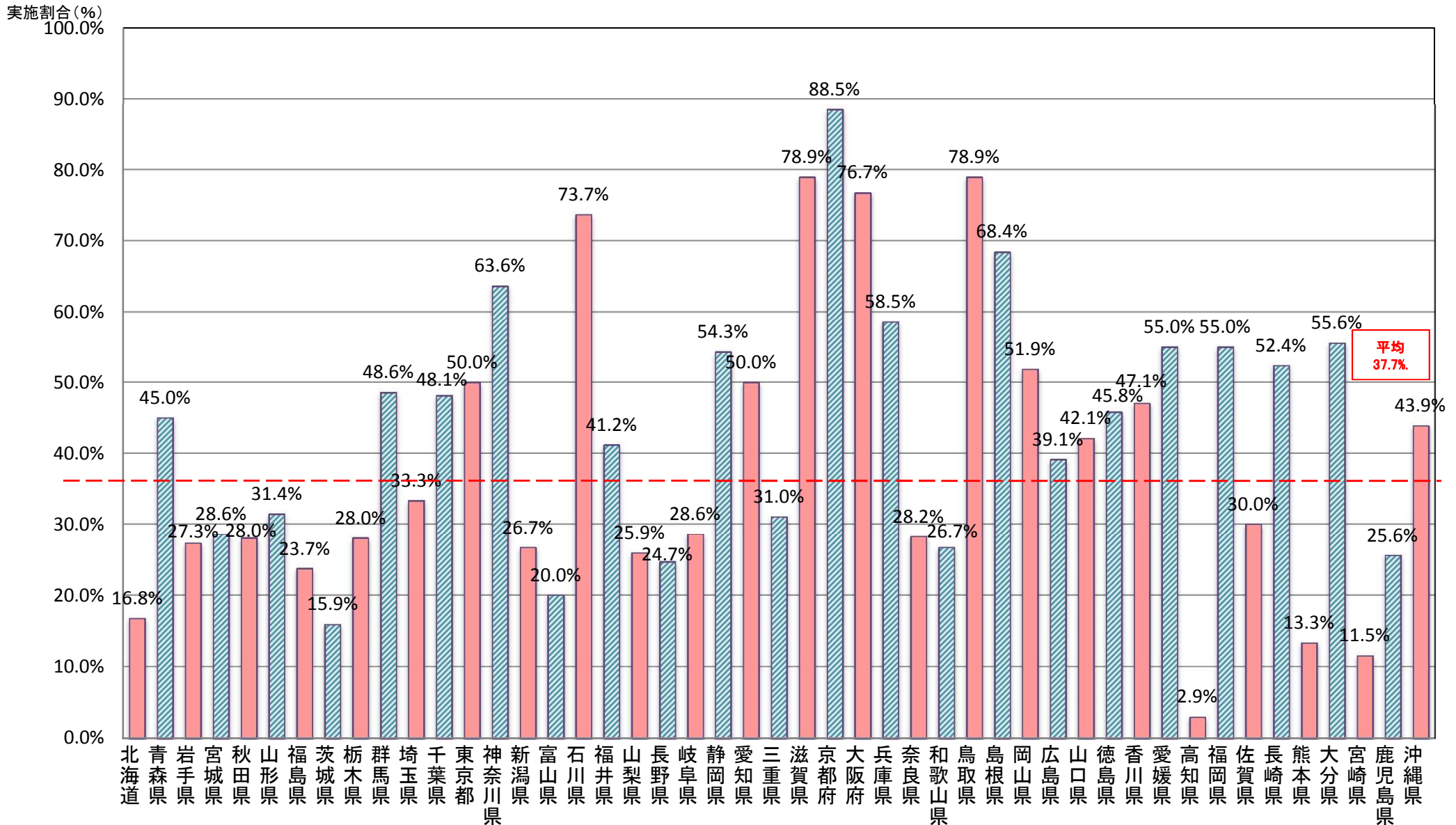


※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。  
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。

# 意思疎通支援事業

## (内訳2) 手話通訳者設置事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では656市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は37.7%である。



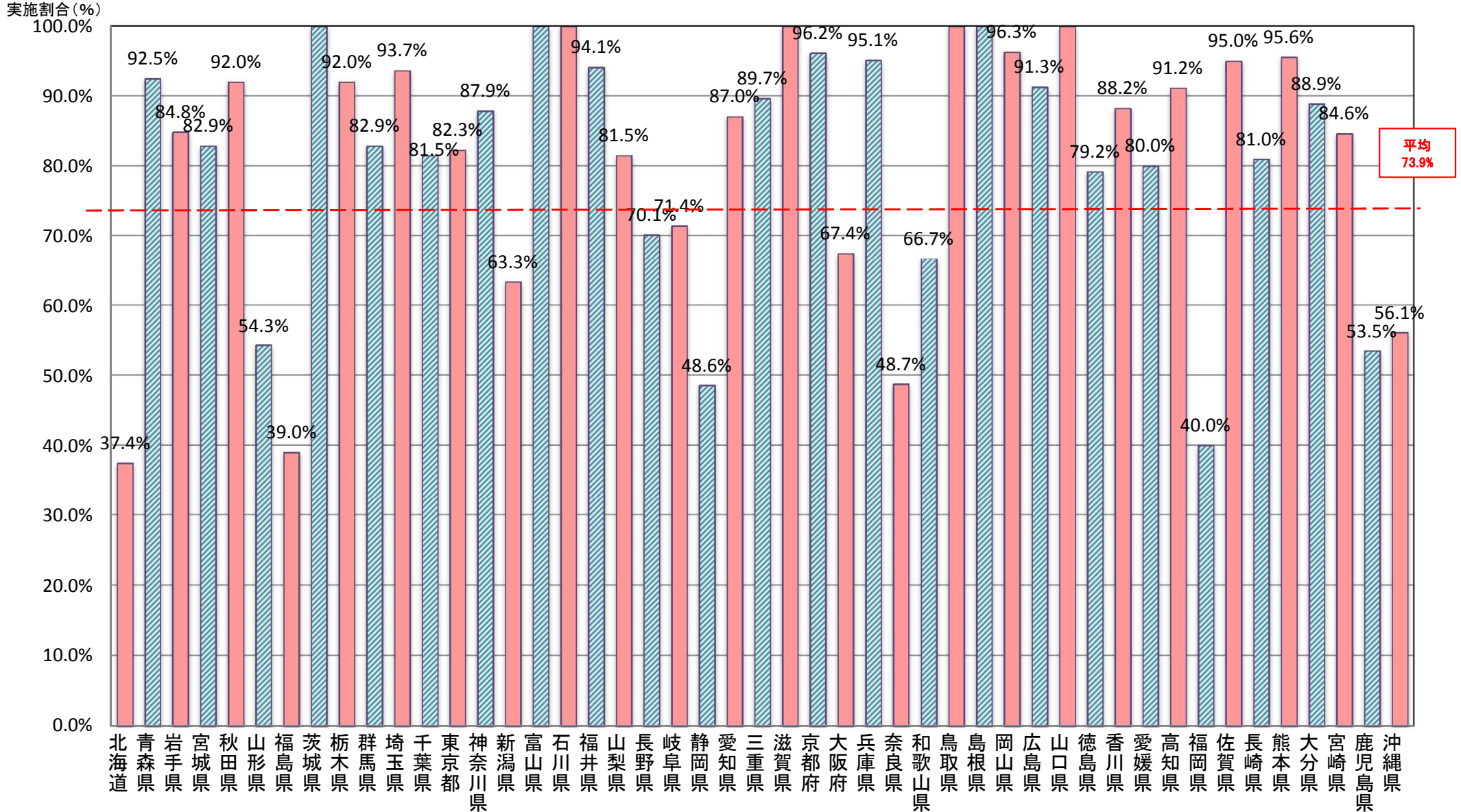
※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。  
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したもの。



# 意思疎通支援事業

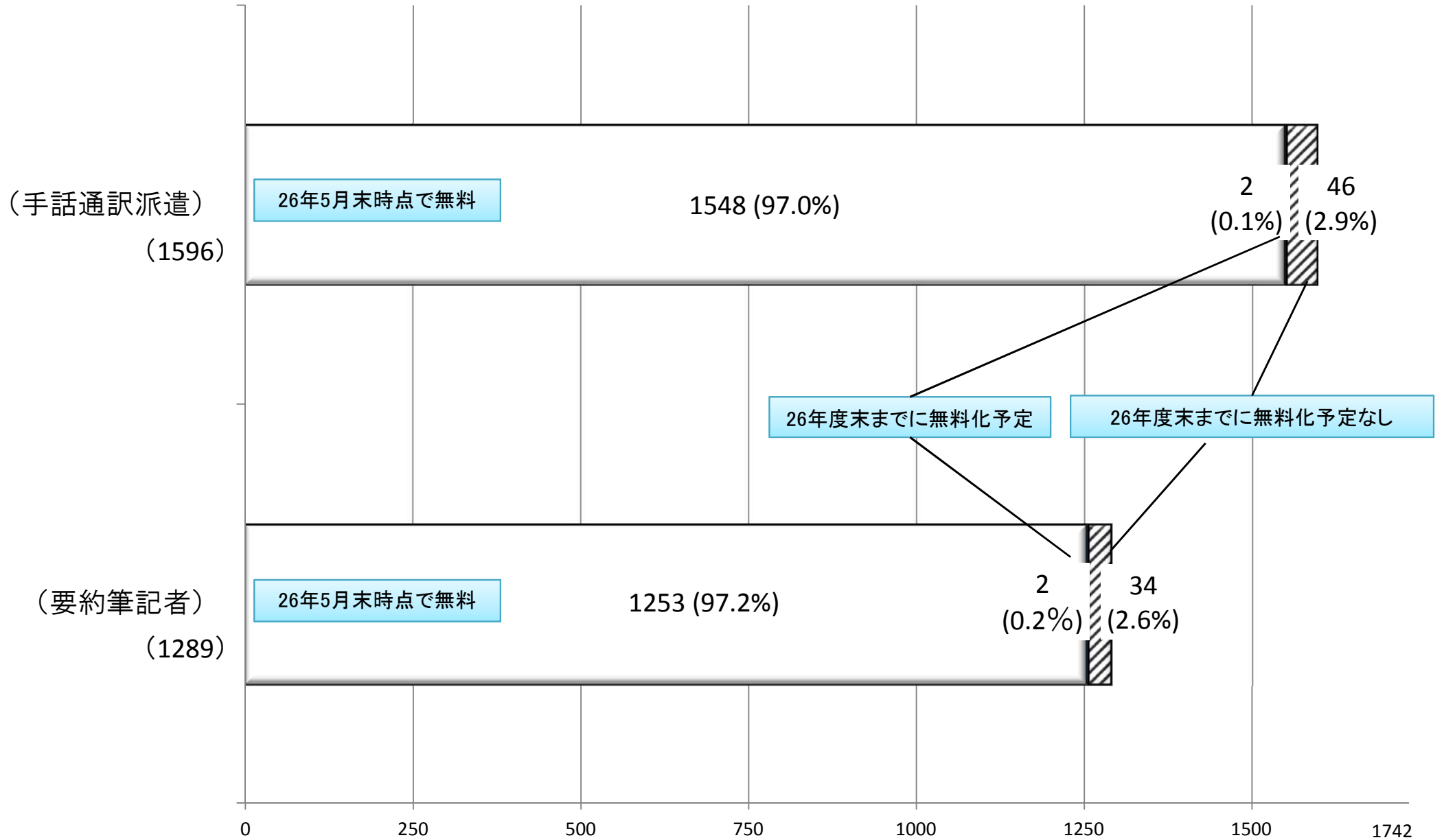
## (内訳3) 要約筆記者派遣事業の実施体制整備状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,287市町村／1,741市町村(H26.3.31現在)で実施割合は73.9%である。



※各期間の実施割合算定のための分母となる全国市町村数は、それぞれ各期間の末日における全国市町村数である。  
 ※各自治体からの事業実施体制の整備状況報告に基づき自立支援振興室において集計したものを。

# 意思疎通支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況(平成26年度)



※1 各自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。

※2 数値は市町村数。